

売電利益・出力制御補償制度

株式会社エーイーシー 売電利益・出力制御保証制度 被保険者証

契約概要のご説明

この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。
この書面はこの保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
また、ご不明な点については、取り扱い代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険は、株式会社エーイーシーが契約者として、株式会社エーイーシーが提供する太陽光発電システムを購入されたすべての発電事業者を被保険者として、引受保険会社と締結した保険契約です。(証券番号：AK47329401)

保険の対象	株式会社エーイーシーおよびその販売店が納めた産業用太陽光発電システム一式 (ソーラーパネル、パワーコンディショナー、監視システム、接続箱、カラーモニター、架台、金具、ケーブル等) ※但し、発電設備構外の設備は対象外となります。
氏名	江頭 寿雄 様
設置場所	福岡県大川市鐘ヶ江 479
保険金額	【売電利益補償／出力制御補償】 2,033 千円
免責期間	売電利益補償 3 日間 出力制御補償 なし
約定補償期間	売電利益補償 最大 3 か月 出力制御補償 最大 360 時間
保険期間	平成 27 年 9 月 30 日より 1 年後の応当日の午後 4 時まで (更新制)
お支払いする保険金等 【売電利益補償】	<p>【売電利益補償】 喪失利益については収益減少額に利益率を乗じて得られた額都市、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、その額を差し引いた残額とします。ただし、補償金額については、発電設備の休止、阻害によって生じた損害を限度とします。(補償期間：3 ヶ月まで)</p> $\text{損害保険金} = \text{損害の額 (喪失利益)} - \text{他の保険契約等}^{\text{※}} \text{から支払われた保険金 または共済金の合計額}$ <p>※この保険契約の保険の対象の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p>収益減少防止費用 事故が発生した場合の収益減少の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。(ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度額とします。)</p>

【出力制御補償】

次の算式による保険金をお支払いいたします。ただし、補償金額については50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{年間売電収益}} \div \boxed{\text{等価システム稼働時間}} \times \boxed{\text{被制御時間}} \times \boxed{\text{被制御割合}} \times \boxed{\text{季節・時間帯による影響係数}}$$

お支払いする保険金等
【出力制御補償】

損害保険金

※等価システム稼働時間：1000時間とします。

※被制御時間、被制御割合：「電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」に基づく電力会社による出力制御が実施された制御時間をいい、出力制御後に電力会社が公表した制御時間、制御割合をいいます。

※季節時間帯による係数：季節による日射量や変換効率、時間帯による日射率による調整を行います。

保険金等をお支払いする主な事故

- ・ 火災、落雷、破裂または爆発
- ・ 台風、旋風、暴風、暴雨等の風災、雹災、豪雪・雪崩等の震災
- ・ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災
- ・ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
- ・ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占領する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ
- ・ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・ 盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損
- ・ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」に基づく出力制御が発動した場合

保険金等をお支払いしない主な場合

- ・ 上記保険金等をお支払いする主な事故以外の破損等の偶然な事故
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- ・ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みや雨漏り等による損害
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ・ 保険の対象の欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質のよるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害
- ・ 紛失または置き忘れによって生じた損害
- ・ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業場の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・ 詐欺または横領によって生じた損害
- ・ 真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害
- ・ かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等保険の対象の機能に直接関係のない外見上の損傷
- ・ 保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が、単独または、第三者と共謀して行った盗取その他不誠実行為によって生じた損害
- ・ 日本国外で生じた事故による損害
- ・ 保険の対象の設置場所を変更した後に小じた場合
- ・ 保険の対象を売却または譲渡した後に生じた場合
- ・ 被保険者の他の保険契約等で補償される損害（ただし、他の保険契約等で補償された後、さらにこの保険契約で支払うべき保険金が残る場合は、その残りの部分に相当する保険金が支払われます。）

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。

ご不明な点については、保険契約者、取り扱い代理店または引受保険会社までお問い合わせください。